**部局運営方針等に関するアンケート（２）**

**◆調査目的**

大阪府の各事業等の進捗状況を測る

**◆サンプル割り付け（基本の割付）**

　国勢調査結果（平成22年）に基づいた、性・年代・居住地（4地域）の割合で割り付けた、15歳以上の大阪府民1,000サンプル

**◆質問数**

19問

はじめに、民生委員・児童委員についてお聞きします。

1. あなたは、民生委員・児童委員の制度や活動内容についてどの程度知っていますか。(ＳＡ)
2. 制度も活動内容もよく知っている
3. 制度は知っているが、活動内容はよく知らない
4. 制度はよく知らないが、活動内容は知っている
5. 名称は聞いたことがあるが、制度や活動内容はよく知らない
6. 何も知らない(Ｑ４へ)
7. Ｑ１【1.2.3.4を回答した方】あなたは、民生委員・児童委員に対してどのようなイメージをお持ちですか。次の中から一番近いものを一つだけ選んで下さい。(ＳＡ)
8. いつでも気軽に地域住民の相談に乗ってくれる心強い存在
9. 地域の高齢者や子育て世代のための支援活動を行っている頼もしい存在
10. 気軽に相談しにくい、敷居の高い存在
11. プライバシーが守られるか心配
12. 生活に課題を抱える時に相談する、自分からは遠い存在
13. 特にイメージはない
14. その他（　　　　　　　　）
15. Ｑ１【1.2.3.4を回答した方】あなたは、ご自身がお住まいの地区の民生委員・児童委員が誰であるかを知っていますか。(ＳＡ)
16. 地区を担当する民生委員・児童委員が誰かを知っている
17. 地区内に「民生委員・児童委員」の看板を掲げた家があるのは知っている
18. 知らない
19. 大阪府では今年度、大学生が民生委員・児童委員活動を学び、体験するインターンシップ事業を、市町村や大学と連携して実施してします。あなたは、この事を知っていますか。(ＳＡ)
20. よく知っている
21. よくは知らないが、聞いたことはある
22. 全く知らない

民生委員・児童委員とは：

・民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（任期3年で、再任可）であり、

児童福祉法に基づく「児童委員」も兼ねています（全国：約23万人、大阪府：約1万3千人）。

・給与はなく無報酬のボランティアとして活動しています。

・地域住民（高齢者・子育て世帯等）の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政・専門機

関をつなぐパイプ役を担っています。

1. あなたは、民生委員・児童委員をお願いされた場合、引き受けますか。(ＳＡ)
2. 引き受けてもいい
3. どちらかと言えば引き受けてもいい
4. どちらとも言えない
5. どちらかと言えば引き受けたくない
6. 引き受けたくない

次に、障がい者差別についてお聞きします。

1. 平成２８年４月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組みを求めています。あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。(ＳＡ)
2. 法の内容を含め知っている
3. 法の内容は知らないが、法があることは知っている
4. 知らない
5. あなたは現在、社会において、障がいのある人に対して「障がいを理由とする差別」があると思いますか。(ＳＡ)
6. あると思う
7. 少しはあると思う
8. ないと思う
9. わからない
10. 障がいのある人が、ない人と同じように生活できるようにするためには、例えば、段差がある場合に、車いすの方にキャスター上げの補助をする、筆談、読み上げ等で情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫（合理的配慮）が必要です。あなたは、過大な負担となる場合を除き、例のような配慮や工夫を行わないことは、「障がいを理由とする差別」にあたると思いますか。(ＳＡ)
11. 差別に当たると思う
12. どちらかといえば、差別に当たると思う
13. どちらかといえば、差別に当たると思わない
14. 差別に当たると思わない
15. どちらとも言えない

次に、在宅医療についてお聞きします。

継続して医療にかかる必要があるものの、疾病・傷病等のため通院できない人に対し、医師が計画的に訪問して医療行為を提供する「訪問診療」と、急変時等に患者の要請により診療に来てもらう「往診」を合わせて、「在宅医療」と言います。

1. あなたは、この「在宅医療」を知っていますか。(ＳＡ)
2. 詳しく知っている
3. ある程度知っている
4. 言葉は聞いたことはあるが、内容はよく知らない
5. 知らない
6. 【1.2.3知っている・聞いたことがある方】あなたは、在宅医療について何で知りましたか（聞きましたか）。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。※ご自身が医療・福祉関係に従事していることで、在宅医療について知っていた方は、「１７.自分が医療・福祉関係に従事しているため」のみを選択してください。(ＭＡ)
7. 病院・診療所の従事者（医師・看護師・薬剤師など）の説明
8. 病院・診療所のホームページ
9. 病院・診療所の掲示物やリーフレット
10. 介護保険施設（特別養護老人ホームなど）の紹介
11. 役所（市・区役所など）職員の紹介
12. 役所（市・区役所など）のホームページ
13. 役所（市・区役所など）のメールマガジンやＳＮＳ
14. 役所（市・区役所など）の広報紙やリーフレット
15. 保健所の紹介
16. 地域包括支援センターや保健センターの紹介
17. テレビ・ラジオ
18. 新聞
19. 書籍・雑誌・専門誌
20. インターネット（上記②、⑥、⑦以外）
21. 講演会
22. 家族・友人・知人
23. 自分が医療・福祉関係に従事しているため（排他）
24. その他（　　）
25. わからない・覚えていない（排他）

次に、リサイクル関係についてお聞きします。

1. ごみを分別して排出し、資源として再び利用するリサイクルは、循環型社会の形成に非常に重要です。あなたが例えばトイレットペーパーなどの日用品を買おうとしたときに、「リサイクル製品(※)」と「リサイクルでない製品」が同じ場所に並べて陳列されていた場合、どちらの製品を買いますか。（ＳＡ）

(※)リサイクル製品とは、リサイクルされた原料等をもとにつくられた製品のことです。

1. 価格や品質にかかわらず、「リサイクル製品」の方を買う
2. 価格や品質があまり変わらなければ、「リサイクル製品」の方を買う
3. 価格や品質があまり変わらなければ、「リサイクル製品でない」方を買う
4. 価格や品質にかかわらず、「リサイクル製品でない」方を買う
5. 「リサイクル製品」かどうかを全く気にせずに、価格や品質だけで選ぶ
6. 自分で日用品を買うことがないのでわからない
7. あなたのご家庭では、ペットボトルや空き缶、新聞紙･雑誌などの資源物をごみとして捨てるときに、市町村の分別ルールに従って出していますか。（ＳＡ）
8. 分別して出している
9. 概ね分別して出している
10. 分別していない
11. わからない・知らない

次に、大阪産(もん)食品店についてお聞きします。

大阪産（もん）とは、府内で生産される農畜産物、大阪湾で水揚げされる魚介類、大阪で伐採された木材及びそれらの加工品のことです。

1. 大阪産（もん）の野菜や肉、魚を使った料理を提供する飲食店に興味はありますか。(ＳＡ)
2. 興味がある
3. どちらかといえば興味がある
4. どちらともいえない
5. どちらかといえば興味がない
6. 興味がない
7. あなたは、大阪産(もん)を取扱う飲食店がどんなお店であって欲しいですか。あてはまるものを全て選んでください。(ＭＡ)
8. 大阪産(もん)の食材について詳しい説明が受けられる
9. 店でも食材が購入できる
10. 高級感があって接待に使える
11. 記念日など特別なときに利用したくなる
12. 日常的に気軽に使える
13. 家族で楽しめる
14. 大阪の食のガイドで紹介されている
15. その他（　　　　　）
16. 特にない(排他)
17. あなたは、大阪産(もん)の野菜や肉、魚を使った飲食店ではどういったメニューを期待しますか。あてはまるものを全て選んでください。(ＭＡ)
18. 新鮮な大阪産（もん）を使っているメニュー
19. 珍しい大阪産（もん）を使っているメニュー
20. 有機栽培された大阪産（もん）を使っているメニュー
21. 大阪産（もん）の中でも、特に「なにわの伝統野菜」（※）を使っているメニュー

※なにわの伝統野菜とは、概ね100年前から大阪府内で栽培されており、大阪独自の品目、品種である野菜のこと

1. 素材を活かした独自の調理をしている
2. フルコースメニュー
3. 単品メニュー
4. お酒にあうメニュー
5. デザート
6. 野菜を使ったメニュー
7. 肉を使ったメニュー
8. 魚介類を使ったメニュー
9. その他(　　　　)
10. 特に期待するメニューはない(排他)

次に、成年後見制度についてお聞きします。

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産管理や介護などのサービス・施設への入所契約の締結など、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力が十分でない方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

この制度には、本人の判断能力によって、後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が特に不十分）、補助（判断能力が不十分）の区分があり、制度を利用するためには、本人、配偶者又は親族（4親等以内）が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人を選任してもらう必要があります。

1. あなたは、この「成年後見制度」をご存じですか。(ＳＡ)
2. よく知っている
3. ある程度知っている
4. 聞いたことはあるが、制度はよく知らない
5. 聞いたことがなく、制度も知らない
6. あなたは、ご自身や親族（配偶者・親・祖父母・兄弟姉妹等）が認知症等になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。それぞれについてお答えください。なお、利用経験のある方は、「現在又は過去に利用」を選んでください。(表組)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「自分」の場合 | 1.利用したい | 2.利用したくない | 3.分からない | 4.現在又は  過去に利用 |
| 「親族」の場合 | 1.利用したい | 2.利用したくない | 3.分からない | 4.現在又は  過去に利用 |

最後に、市民後見人についてお聞きします。

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、親族が近くにいない又は高額な財産を有していない等の理由で成年後見制度を利用することが困難な状況にある人を支援する、新たな担い手として期待されています。

身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人は、市民としての特性を生かし、週1回程度、被後見人を訪問・支援を行っています（大阪府の場合、無報酬）。

市民後見人になるためには、公的機関等が実施する養成講座を受講することが必要です。その後、家庭裁判所から選任され、支援機関等のサポートを受けながら、後見活動を実施しています。

1. あなたは、この「市民後見人」のことをご存じですか。(ＳＡ)
2. よく知っている
3. ある程度知っている
4. 聞いたことはあるが、内容はよく知らない
5. 聞いたこともないし、内容も知らない
6. あなたは、ご自身や親族（配偶者・親・祖父母・兄弟姉妹等）が認知症等になった場合、市民後見人を利用したいと思いますか。それぞれについてお答えください。なお、利用経験のある方は、「現在又は過去に利用」を選んでください。(表組)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「自分」の場合 | 1.利用したい | 2.利用したくない | 3.分からない | 4.現在又は  過去に利用 |
| 「親族」の場合 | 1.利用したい | 2.利用したくない | 3.分からない | 4.現在又は  過去に利用 |